

労務管理に関する相談対応例

令和6年8月8日

熊本県医療勤務環境改善支援センター
医療労務管理アドバイザー
古城 清一郎

Q1.宿直週1回について、月を跨ぐ場合はリセットされますか？

例えば、7/29(月)と8/2(金)は同じ週ですが、月を跨ぐため、両日とも宿直させることは可能でしょうか？

A1. 宿直週1回のカウントについては、月を跨いでもリセットされません。

設問の場合、週2回の宿直となるため、どちらか一方にする必要があります。

Q2.管理監督者には残業代を支払わなくてもいいのでしょうか？

A2.労働基準法41条で管理監督者については、労働時間に関する規制は適用が除外されると規定されています。つまり、管理監督者に対しては時間外労働という考え方が適用されず割増賃金も発生しないことになります。

ただし、管理監督者に当たるかどうかは肩書きの名称ではなく、労働条件の決定その他労務管理に関して経営者と一体的立場にあるか否かを実態に即して判断し、賃金等の待遇面も判断材料になります。

いわゆる「名ばかり管理職」は管理監督者ではないため、残業代を支払う必要があります。

なお、管理監督者であっても深夜労働についての規制は適用されます。

また、2019年4月に健康管理の観点から、管理監督者に対しても労働時間の客観的な把握が義務付けられました。

Q 3.1日8時間労働、土曜・日曜休日の場合で、勤務日である平日に年次有給休暇を取得して同じ週の土曜日に休日出勤をしたとき、25%増の割増賃金を支払う必要はありますか？

A 3.時間外労働に対する割増賃金は実労働時間に対して支払われるものであり、設問の場合、週の実労働時間は40時間となりますので、割増賃金を支払う必要はありません。

ただし、所定外の労働であるため、別途8時間分の賃金を支払う必要があります。

Q 4 .所定労働時間が週40時間の労働者の賃金を遅刻等により控除する場合、月の労働時間を 40×4 （週） = 160時間として計算していいですか？

A 4 .1か月は4週ではないため、設問の方法だと多く控除してしまうこととなります。賃金の控除の際の月の所定労働時間の計算方法については定められていませんが、割増賃金を計算するときと同じにしておいた方がよいと思われます。その場合、 $40 \div 7 \times 365 \div 12 \div 173.8$ 時間が月の所定労働時間となります。

（参考 割増賃金の基礎となる賃金の計算）

月によって定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によって所定労働時間が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額

Q 5.1日の労働時間に1分2分の端数が生じた場合、切り捨てていいですか。

A 5.1日の労働時間の端数を切り捨てることはできません。

ただし、1か月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げることは、常に労働者の不利となるものではなく、事務簡便を目的としたものと認められるため法違反にはなりません。

Q 6.1箇月単位の変形労働時間制を採用しています。残業があった日の翌日に残業させた時間と同じ時間分早退させ、1箇月をみると法定労働時間に収まっている場合、割増賃金を支払わなくていいですか。

A 6.1箇月単位の変形労働時間制を採用していても割増賃金の支払いは1日、1週、1箇月の順で判断するため、翌日に早退させたとしてもその日に時間外労働をしていれば割増賃金の支払いは必要です。

(参考 1箇月単位の変形労働時間制における時間外労働となる時間)

- ①1日については、就業規則その他これに準ずるものにより8時間を超える時間を定めた日はその時間を、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- ②1週間については、就業規則その他これに準ずるものにより40時間（労働者10人未満の医療機関の場合は44時間。以下同様）を超える時間を定めた週はその時間を、それ以外の週は40時間を超えて労働した時間（①で時間外労働となる時間を除く。）
- ③1箇月については、1箇月における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①又は②で時間外労働となる時間を除く。）

Q7.パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者であって、1年以内に付与される年次有給休暇の日数が10日未満の者について、前年度から繰り越した日数を含めると10日以上となっている場合、年5日確実に取得させる義務の対象となるのでしょうか。

A7.対象とはなりません。前年度から繰り越した年次有給休暇の日数は含まず、当年度に付与される法定の年次有給休暇の日数が10日以上である労働者が義務の対象となります。